

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月三十一日

埼玉県飯能県土整備事務所長 小宮山 節 男

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 東松山越生線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>入間郡越生町大字西和田字入山 田七八二番三地先から同郡同町大 字西和田字入山田七八二番三地先 まで</p>	<p>入間郡越生町大字西和田字入山 田七八二番三地先から同郡同町大 字黒岩字東川原九二番一地先まで</p>	区 間
<p>一八・〇二〜一八・二七</p>	<p>四・〇二〜四〇・四七</p>	敷地の幅員 (メートル)
<p>二〇・〇〇</p>	<p>一一七一・九四</p>	延 長 (メートル)
	<p>県道飯能寄居線とする。</p>	備 考